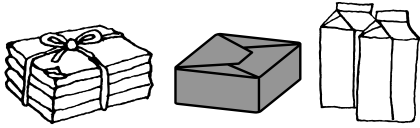


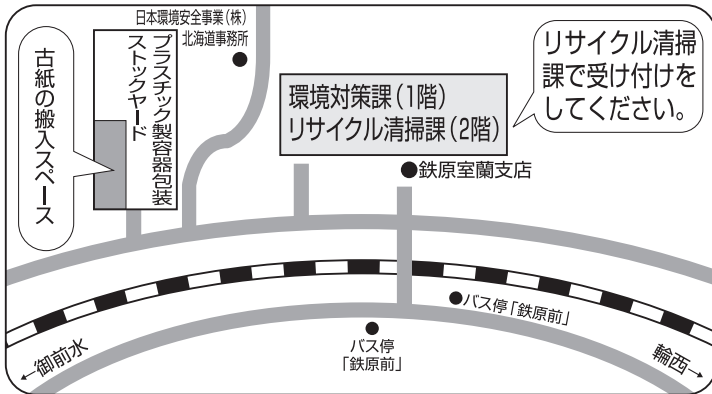
家庭の古紙を持ち込むことができます 御崎町に古紙の搬入スペースを 設けました

古紙は、学校、町会、自治会、老人クラブなどの団体に回収して
いますが、「自宅近くに集団回収をしている団体が無い」などの理由
から古紙をリサイクルする機会がなく、ごみとして出していた人も、
資源物として持ち込むことができます（無料の引取りとなります）。
搬入場所へ職員が案内しますので、リサイクル清掃課（御崎町）に
お越しください。

受付・搬入時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始
を除く） 9時～17時
分別方法 新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、そ
の他（ティッシュの箱や包装紙など）に分けて、パ
ラバラにならないよう、しっかりとヒモで十字に
縛ってください。



御崎町のプラスチック製容器包装ストック
ヤード内に設けた古紙の搬入スペース



ごみなどの不法投棄・ポイ捨てはやめましょう ごみと一緒にモラルまで捨てないでください

道路や山林に、空き缶やタイヤ、家電製品などの様々な種類のごみを捨てる人が後を絶ちません。特に冬の間に捨てられたごみは、雪解けとともに現れ、せつかくの春を台無しにしてしまいます。そして、その捨てられたごみは税金で処理することになります。

また、公共の場所や私有地で、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てをすることは「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」で禁止されています。

美しいまちづくりのためにみなさんのご協力をお願いいたします。



ごみの不法投棄は、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。また、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨ては2万円以下の過料を支払わなければなりません。

《詳細》リサイクル清掃課 ☎ 1 4 8 1